

(7) 平成28年度補正予算の要望調査の実施等について

農林水産省生産局畜産部畜産企画課（推進班）
 基金管理団体：（公社）中央畜産会

本事業に係る要望調査の実施並びに畜産クラスター計画及び事業実施計画の提出について、以下のとおりといたします。

要望調査の実施にあたっては、都道府県と基金管理団体窓口団体は、説明会を共催するなど、協力して円滑な実施に努めるとともに、新たに畜産クラスター協議会が設立されることも想定し、特定の生産者のみに情報提供されることがないよう、広範かつ十分な周知徹底を図るようお願いいたします。

	施設整備 (中山間・輸出拡大枠含む)	肉用牛酪農 重点化枠	機械導入	実証・調査
要望調査 開始時期	8月30日	8月30日	11月28日の週	11月28日の週
都道府県段階 提出先	都道府県 畜産主務課	都道府県 畜産主務課	窓口団体	都道府県 畜産主務課
提出期限	都道府県段階提出先が決定し、管内の協議会に周知のこと。			
農政局等への 提出期限	10月3日の週 目途	10月17日の週 目途	12月19日の週 目途	12月19日の週 目途
本省最終期限	10月27日	11月17日	1月19日	1月19日

※ 農政局等への提出期限の詳細は、ヒアリング等の日程を加味して農政局等が決定しますので、農政局等に確認ください。

※ 施設整備、肉用牛酪農重点化枠については、別途2回目の要望調査を予定しています。肉用牛酪農重点化枠については、11月28日の週頃を予定していますが、改めて、お知らせします。

(1) 施設整備事業(一般枠、中山間枠、輸出拡大枠)

〔要望調査のルート〕

施設整備事業の要望調査については、農林水産省が都道府県を經由して実施します。都道府県は管内の畜産クラスター協議会(以下「協議会」という。)の事業要望をとりまとめ、各農政局等に提出するようお願いします。

〔ヒアリングの実施と要望調査の提出〕

- ① 都道府県は、概ね10月3日の週末を目途に、事業要望を有する協議会からヒアリングを行い、畜産クラスター計画及び事業実施計画についての総合評価を実施してください。
- ② その後、農政局等において都道府県からのヒアリングを実施しますので、都道府県が実施するヒアリングについては、農政局等からの指示に基づき日程調整するようお願いします。

なお、要望調査の結果は、①及び②のヒアリング後、10月27日(木)午後5時までに、農政局を經由し農林水産省畜産企画課推進班(担当:千嶋、植木)まで提出ください。

〔中山間地域優先枠の要望調査の提出〕

中山間地域優先枠については、市町村を經由して提出してください。市町村は、対象地域の該当を確認するとともに、中山間地域収益向上計画との関係から農村振興部局との情報共有をお願いします。なお、詳細については追って連絡します。

〔農政局等によるヒアリング〕

農政局等におけるヒアリングは、別添1「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の執行について」のうち「2 機械導入事業及び施設整備事業に係るヒアリングの実施」に基づき、「行動計画の具体性と効果等との整合性」、「行動計画の実現可能性」等について行うとともに、適切な総合評価がなされているかを確認することとします。

このため、農政局等によるヒアリングの際には、以下の資料を用意するようお願いします。

(農政局等のヒアリングの際の提出資料)

- ① 畜産クラスター計画(事業実施要領参考様式) **会議資料(3)**
- ② 事業実施計画書(事業実施要領-別紙1-別記様式第1号別添) **別紙1**
(①及び②についての総合評価結果 **別紙2**)
- ③ 総合評価の際に確認した根拠資料
(協議会における会議資料、都道府県ヒアリングで確認した内容等)
- ④ ○○県総括表(各優先枠、通常枠毎に作成) **別紙3**
- ⑤ 個別シート **別紙4**
- ⑥ その他、農政局等からの指示に基づく資料

〔割当及び事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当を検討します。割当については、11月下旬を目途に都道府県に対して行う予定です。

都道府県は、割当内容を踏まえて、事業実施要領に基づく、事業実施計画の作成、申請、承認等を行ってください。

(2) 機械導入事業

〔要望調査実施及び事業参加要望書の提出のルート〕

機械導入事業の要望調査については、施設整備事業の割当後に開始します。基金管理団体（(公社)中央畜産会）が事務委託する都道府県の窓口団体（都道府県畜産協会。以下「窓口団体」という。）を經由して実施します。都道府県は、窓口団体と共催で説明会を行うなど、円滑な要望調査の実施に協力願います。

〔畜産クラスター計画の提出及び事業参加要望書の協議、とりまとめ〕

協議会は、畜産クラスター計画を作成するとともに、協議会内の事業参加要望をとりまとめ、畜産クラスター計画と併せて提出期限（窓口団体が都道府県と相談の上設定してください。）までに、窓口団体に提出してください。

窓口団体は提出を受けた畜産クラスター計画と事業参加要望書をとりまとめ、速やかに都道府県に提出してください。

〔畜産クラスター計画の総合評価及び事業参加要望書に係る意見の表明〕

都道府県は、畜産クラスター計画と事業参加要望書の提出を受け、協議を行ってください。協議にあたっては、各協議会からヒアリングを行い、

- (1) 畜産クラスター計画の総合評価の実施
- (2) 事業参加要望書の内容について、
 - ① 畜産クラスター計画との整合性、
 - ② 優先順位決定のための方針との整合性、
 - ③ 施設整備との整合性

等の確認を行い、協議会に対して意見を表明してください。

〔事業参加要望書の修正・提出〕

協議会は、都道府県の意見を踏まえ、事業参加要望書を修正した上で、下記(1)の資料を窓口団体に提出してください。窓口団体は、畜産クラスター計画及び事業参加要望書の提出のあった協議会に係る(2)の資料について、都道府県の提供を受けて、とりまとめの上、1月19日(木)午後5時までに(公社)中央畜産会（担当：後日連絡）まで提出してください。

(1) 協議会が基金管理団体（窓口団体）に提出する資料

- ① 畜産クラスター計画（事業実施要領参考様式） 会議資料(3)
- ② 事業参加要望書 別紙5

(2) 都道府県が基金管理団体（窓口団体）に提供する資料

- ① ○○県総括表 別紙6
- ② (1) ①に係る総合評価の結果 別紙2-1
- ③ 総合評価の際に確認した根拠資料

〔機械導入事業を行う協議会の畜産クラスター計画〕

農政局等は、都道府県から機械導入事業を行う協議会の畜産クラスター計画の総合評価結果について、ヒアリングを実施します。

〔割当等〕

基金管理団体は、農林水産省との協議の上、要望調査の内容等を踏まえ、割当を検討します。割当については、2月中旬を目途に基金管理団体から各畜産クラスター協議会に対して行う予定です。

(3) 実証支援事業

〔要望調査のルート〕

平成29年度の実証支援事業の要望調査については、機械導入事業と同様、施設整備事業の割当後に開始します。都道府県は管内の畜産クラスター協議会に、要望調査の実施について周知いただくとともに、要望をとりまとめて、農政局等に提出いただくようお願いいたします。

〔都道府県の意見表明と要望調査の提出〕

協議会は、概ね12月第2週までを目途に、事業実施計画（案）を都道府県に提出し、都道府県は、その事業実施計画に対する意見を付して、1月19日（木）午後5時までに、農政局等に要望調査を提出してください。

（協議会が都道府県を経由して農政局等に提出する資料）

- ① 事業実施計画書（事業実施要領-別紙3-別記様式第1号別添）

（都道府県が農政局等に提出する資料）

- ② 実証支援事業実施計画に係る意見 別紙7

(4) 肉用牛・酪農重点化枠【施設整備、機械導入、実証支援の一体的な採択】 〔要望調査のルート〕

肉用牛・酪農重点化枠の要望調査については、農林水産省が都道府県を經由して実施します。都道府県は管内の畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）の事業要望をとりまとめ、各農政局等に提出するようお願いします。

〔ヒアリングの実施と要望調査の提出〕

重点化枠を希望する場合には、重点化枠で一体的に行う事業のヒアリングを実施します。

- ① 都道府県は、概ね10月17日の週を目途に、事業要望を有する協議会からヒアリングを行い、重点化枠の要件を満たす畜産クラスター計画及び事業実施計画について、総合評価を実施してください。
- ② その後、農政局等において都道府県からのヒアリングを実施しますので、都道府県が実施するヒアリングについては、農政局等からの指示に基づき日程調整するようお願いします。

なお、要望調査の結果は、①及び②のヒアリング後、11月17日（木）午後5時までに、農政局を經由し農林水産省畜産企画課推進班（担当：千嶋、植木）まで提出ください。

〔農政局等によるヒアリング〕

農政局等におけるヒアリングは、畜産クラスター計画の目標等が重点化枠の要件に合致しているかどうか、中心的経営体の取組（及び要望されている施設や機械）に地域システムの構築に必要なものが含まれていないか、また適切な総合評価がなされているかを確認することとします。

このため、農政局等によるヒアリングの際には、以下の資料を用意するようお願いします。

（農政局等のヒアリングの際の提出資料）

- ① 畜産クラスター計画（事業実施要領参考様式）**会議資料（3）**
（①及び②についての総合評価結果**別紙2**、要件チェックシート**別紙8**）
- ② （1）～（3）の各事業に係る事業実施計画書等
- ③ 総合評価の際に確認した根拠資料
（協議会における会議資料、都道府県ヒアリングで確認した内容等）
- ④ 都道府県の推薦書
- ⑤ 要件への該当を確認するためのチェックシート **別紙9**
- ⑥ その他、農政局等からの指示に基づく資料

〔割当及び事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当を検討します。割当については、12月上旬～中旬を目途に都道府県に対して行う予定です。

割当後の手続きは各事業の通常の手続きに準じて行ってください。

別記様式第1号別添

別紙1

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(施設整備事業)実施計画書(※)

事業実施年度 平成 年度

都道府県・市町村名

畜産クラスター協議会(事業実施主体)名:
代表者

【添付書類】

事業実施主体の規約等

都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画(写)及び認定を受けたことを証する書類

取組主体(取組主体が複数の者に施設を貸し付ける場合には、借受者)別に作成した事業実施計画

(注) 肉用牛・酪農重点化校、中山間地域優先校、輸出拡大優先校または平成28年熊本地震により被災した地域に係る特別に該当する場合には、(※)内にそれぞれ「重点化校」、「中山間地域優先校」、「輸出拡大優先校」または「平成28年熊本地震対応」と記載すること。

1 事業計画総括表

- (1) 事業実施主体名:
- (2) 畜産クラスター計画の名称:
- (3) 畜産クラスター計画の都道府県認定年月日:
- (4) 取組主体毎の取組及び事業費等

No	市町村・地区名	取組主体名	認定計画における取組の位置づけ (注1)	取組の効果 (注2)	経営区分 (注3)	畜種区分 (注4)	施設整備等(概要)	総事業費 (円)	補助金 (円)			備考
									事業実施主体 (円)	取組主体 (円)	その他 (円)	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
附帯事務費(事業実施主体分)												
合計												

注1:クラスター計画に記載された取組の記載箇所(番号等)を記入する。
 注2:取組の効果には、クラスター計画に記載された取組により期待される効果(生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等)を記入する。
 注3:経営区分には、取組主体の経営別(市町村、公社、農協、畜産経営、委託組織等)を記入する。
 注4:畜種区分には、飼養する家畜の区分(酪農、肉用牛繁殖、肥育、一貫、養豚、採卵鶏、肉用鶏等)及び品種・種別(ホル、黒毛、F1等)を記入する。
 注5:「備考」には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち補助金〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を記入すること、同税額が明らかでない場合には「該当なし」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額がそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

2 クラスター計画における目標

取組の効果	効果の指標	現状 (H●年度)	最終目標 (H■年度)	増減 (増減率)
※ 最終目標年度は施設整備した年度から6年以内に設定すること。(取組の内容毎に異なる場合は、分けて記入する。)				

3 附帯事務費(事業実施主体分)の内訳

区分	単価	員数	総額	備考
合計				

※別添として、取組主体(取組主体が複数の者に施設を貸し付ける場合には、借受者)ごとに次の事項を記載し添付するものとする。

(1) 取組主体名(法人化予定の場合は予定時期等)：

借受者(新規就農者等の場合は年齢及び後継者の有無)：

(2) 経営概要

【現行(平成○年○月未現在)】

経営形態：

草地面積：

飼養方式：

放牧面積：

労働者数：

飼料自給率：

飼養頭数：

堆肥化手法：

(頭数内訳)

堆肥利用方法：

飼養施設容量：

【事業実施後(平成○年○月)】

経営形態：

草地面積：

飼養方式：

放牧面積：

労働者数：

飼料自給率：

飼養頭数：

堆肥化手法：

(頭数内訳)

堆肥利用方法：

飼養施設容量：

【経営概要(新規就農者の場合は研修の状況等)】

(3) 取組主体(借受者)の現状、認定計画における役割

(4) (3)の役割を果たすための課題及び対応方針(施設整備の内容、利用計画)

【個別シート】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)要望

都道府県名	19富山県	
市町村名	〇〇市	
協議会名	〇〇〇〇畜産クラスター協議会	
取組主体名	×××牧場	
借受者名	〇	
畜種等	肉用牛(一貫)	
取組類型	①	(4-2)飼養規模拡大・飼養管理改善(個別経営型)
	②	(3-2)労働負担軽減(個別経営型)
	③	〇
	④	〇
	⑤	〇
	⑥	〇
H26補正実績の有無	なし	
H27当初実績の有無	事業実施主体で実績あり	
複数年(翌年度計画の有無)	-	
総合評価(点)	140	
畜産クラスター計画	60	
(1)地域の政策課題への対応	21	
①目標の設定等	6	
②都道府県計画との整合	9	
③都道府県等の支援	3	
④他の政策課題への対応	3	
(2)行動計画の実現可能性	19	
①内容の妥当性	6	
②内容の具体性	5	
③取組への準備状況	5	
④ソフト事業等の成果の反映	3	
(3)収益性向上の効果	12	
①地域の収益性向上	7	
②効果の適切な把握・検証	5	
(4)連携の実効性	8	
①連携体制の整備	4	
②役割分担の明確化等	4	
事業実施計画	52	
施設整備による直接的な効果	24	
(1)中心的な経営体の評価	14	
①行動計画に沿った施設の活用	5	
②収益性の向上見込み	4	
③サポート体制の構築	5	
(2)施設整備による効果	5	
①飼養頭羽数増加効果	5	
②飼料作付、自給率等向上効果	0	
③畜産物加工処理割合	0	
(3)投資効果	28	
(1)畜産クラスター計画との整合性	11	
①行動計画との整合	6	
②収益性向上効果との整合	5	

【個別シート】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)要望

(2) 政策課題への対応		10
①政策課題への効果		6
②都道府県等の支援等		4
(3) 施設の効果等の地域的共有		7
①地域的な活用体制の整備		4
②効果の地域的な情報共有		3
加算事項		6
(1) 国産飼料の生産・利用拡大		2
① 自給飼料の生産拡大/② エコ フィードの利用拡大		2
(2) 生産基盤強化及び飼養管理の高度		4
① 家畜改良		2
② 飼養管理の高度化		2
減算事項		-40
(1) 事業環境の整備及び適正な補助 事業執行		-30
① 関係法令の遵守		-10
② 事前説明		-10
③ 補助金の適正な利用		-10
(2) 政策課題の方向性		-10
① 肉用牛繁殖雌牛の飼養頭数が増		-5
② 乳用雌牛の生産が増加しない		-5
事業内容	①区分	牛舎整備
	概要	肉用牛育成牛舎2棟(〇〇㎡)、附帯施設(堆肥舎)
	②区分	0
	概要	0
	③区分	0
	概要	0
	④区分	0
概要	0	
⑤区分	0	
概要	0	
搾乳導入数(台)		0
家畜導入頭数(事業活用分)		0
新規就農		—
CS、CBS		—
計画	総事業費(円)	50000000
	うち補助金(円)	25,000,000.00
交付決定	総事業費(円)	0

畜産クラスター協議会名 ()
(都道府県)

○優先順位の考え方(どのような視点から協議会内の優先順位を決定したのか記入してください。)

優先順位 ※2	事業区分 ※3	施設整備の一体性※4		所属(農協等) ※5	中心的経営体確認 ※5	取組主体等名 ※6	貸付主体から借受を行う場合の取組主体		取組主体要件※7	飼養区分※8	貸付対象機械装置		機械装置導入の妥当性等の確認※10				機械装置価格、補助金等				クラスター計画のテーマ番号※14(成果目標)	成果目標の種類※15(1～3)	成果目標値(増加率(%)) ※16	備考		
		活用事業内容	整備時期				氏名	取組主体			機械装置の区分※9	機械装置の名称	規模・数量の妥当性※11	既存の機械装置の有無確認※12	導入の必要性※13	機械価格A	消費税B	計(A+B)	補助率	補助金額(A×1/2以内)						
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
合計																										

- ※1 要望調査回を記入。
- ※2 都道府県の意見を反映した機械装置ごとの優先順位とし、同一順位は不可(電子媒体で提出の際はセルの変更もしないこと)。なお、機械装置と各種アタッチメント等を一体的に導入したい場合には、優先順位は連番とし、備考欄に「○番と一体的導入」と記載する。
- ※3 事業区分は1(畜産経営強化支援事業)、2(酪農生産受託組織等経営高度化支援事業)のいずれかを記入。
- ※4 施設整備との一体性は、機械装置の導入に伴って、当該年度内に畜舎等施設整備を行う場合とし、「活用事業」は1(畜産クラスター事業)、2(他の事業)、3(自己資金)のいずれかの番号を記入。また、「整備内容」に施設名、整備予定年月を記入。
- ※5 畜産クラスター計画の中心となる経営体に位置づけられている場合は○、同計画を申請中の場合は△を記入。
- ※6 取組主体の場合にあつては取組主体氏名を、貸付主体の場合にあつては組織名を記入。
- ※7 認定農業者については「認定」、新規就農者については「新規」、その他の場合は「団体等」と記入。飼料生産受託組織等経営高度化支援事業については1(面積拡大)、2(収獲量増加)、3(飼料自給率増加)を記入し、複数の場合は1・2・1・3、2・3、1・2・3と記入。
- ※8 飼養区分は「酪農」、「肉用牛(肥育)」、「肉用牛(繁殖)」、「養豚」、「採卵鶏」、「その他家畜」、「アロイラー」、「その他家畜」を記入。複数がまたがる場合には当該機械装置を主に利用する畜種等を記入。なお、「その他家畜」の場合は飼養畜種がわかるよう記載。
- ※9 要領別紙2の別表1の区分を記入。
- ※10 協議会において確認の上、記入。
- ※11 規模・数量が妥当である場合は○を記入。
- ※12 既存の機械装置がある場合は○を記入。
- ※13 要望する機械装置の導入の必要性を記載(別添可)し、必要に応じて資料を添付。
- ※14 クラスター計画に記載しているテーマのうち、取り組むテーマの番号を記入。(複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記入すること。)
- ※15 成果目標の番号(1:コスト削減効果、2:販売額増加効果、3:飼料自給率向上効果)のいずれかを記入。(導入する機械装置により得られる効果と直接的に関連する成果目標を選択すること。)
- ※16 成果目標値は、定量的かつ検証可能な指標を設定するものとし、増加率(%)=(事業実施前年度一事業実施前年度)/事業実施前年度×100を記載し、経営体ごとの算出根拠を添付すること。
- ※17 熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき取組については、(※1)内に「熊本地震対応」と記載するとともに、備考欄に次の取組区分の番号を記載する。
 - ① 熊本地震により被災した畜産農家が飼養規模の拡大や機能の向上を図る取組
 - ② 熊本地震対策として実施する施設整備事業と一体的に機械導入を行う取組
 - ③ 熊本地震の被害への対応として地域として行う飼養規模の拡大や機能の向上を図る取組の一部に位置づけられた取組

重点化枠要件チェックシート

【肉用牛】

都道府県名	
協議会名	
取組	要件を満たしていません
現状水準	要件を満たしていません
目標水準	要件を満たしていません

黄色いセル、青いセルには数式が入力してあるため、シートの保護をかけています。シートの保護は解除せず、太枠ピンクのセルに入力してください。

1. 該当する取組

※該当する取組を選択の上、一体的に行う取組がクラスター計画に記載されているかを確認すること。

取組項目	該当の有無	一体的に行う取組	【取組項目に該当する場合】計画への記載を確認
(1)地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築	○	(1)飼料生産業務、ほ育・育成業務、繁殖業務の全て又はいずれかを外部化又は分業化する取組	-
		(2)上記(1)に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大に資する取組	
		(3)飼養管理の適正化のため、以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 繁殖技術(受胎率、分娩間隔等)の向上 イ 哺育・育成技術の改善による事故率の低減 ウ その他繁殖雌牛の増頭に資する実証	
(2)受精移植技術の活用拡大(1産取り肥育の拡大)	○	(1)交雑種雌牛を活用した一産取り肥育の取組	-
		(2)上記(1)により生産された和子牛の哺育・育成体制の構築又はスモール市場取引の活性化を図る取組	
		(3)一産取り肥育技術の確立のための実証・調査	
(3)ICTの活用推進	○	(1)発情発見装置、分娩監視装置、哺乳ロボット等の省力化機械の普及・定着・活用のための取組	-
		(2)上記(1)に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大に資する取組	
		(3)省力化機械の有効活用のための実証・調査	
(4)繁殖・肥育一貫体制の構築	○	(1)繁殖雌牛を増頭し、一貫生産体制を構築する取組	-
		(2)一貫生産による肥育開始月齢の早期化及び肥育牛出荷月齢の早期化に資する取組	
		(3)飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 肥育開始月齢の早期化 イ 肥育牛出荷月齢の早期化 ウ その他繁殖雌牛の増頭に資する実証	

2. 現状水準

該当項目数(4つ以上)

0

(1)飼料生産の外部化	飼料生産を専門的に行う外部支援組織(TMRセンター、コントラクター等)を利用している。
(2)哺育・育成の外部化	哺育育成を専門的に行う外部支援組織(キャトルステーション、育成牧場等)を利用している。
(3)繁殖・分娩管理の外部化	分娩管理を専門的に行う外部支援組織(キャトルブリーディングステーション、繁殖センター等)を利用している。
(4)繁殖肥育の地域内一貫生産	繁殖肥育の一貫生産(複数の構成員による地域の取組も含む)に取り組んでいる。
(5)放牧	放牧を実施している。
(6)交雑種雌牛を活用した一産取り肥育	交雑種雌牛を活用した一産取り肥育を実施している。
(7)発情発見装置等の省力化機械の普及・定着	発情発見装置、分娩監視装置、哺乳ロボット等の省力化機械を導入している。
(8)衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理	地域として、衛生管理や暑熱対策等の飼養管理に取り組んでいる。
(9)耕畜連携	地域の耕種農家と連携し、耕種農家による飼料の生産・供給、畜産農家による堆肥の供給等の耕畜連携に取り組んでいる。
(10)継続的な研修生の受け入れ	直近5年以内に、研修生を2回以上受け入れた実績を有する。

3. 目標水準

※(1)+(2)~(4)のいずれかを満たすこと。

項目	内容	現況数値	目標数値	要件となっている増加率等
(1)繁殖雌牛飼養頭数の増加	繁殖雌牛の飼養頭数を5ポイント以上増頭する。 【必須】 地域の繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数が0.9頭以上となる。	1頭	1頭	0%
(2)繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数の増加	※繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数=地域の子牛出荷頭数(自家保留を含む)÷地域の繁殖雌牛の飼養頭数(注) (注)一産取り肥育のレジピエントについては、繁殖雌牛の飼養頭数には含まない。	1.00頭	1.00頭	-
(3)肥育牛出荷月齢の短縮	地域の平均肥育牛出荷月齢を3ポイント以上短縮する。	1ヶ月	1ヶ月	0.0%
(4)中心的な経営体の収益性向上	施設整備を実施した中心的な経営体の収益性が10%以上向上	1円	1円	0%

CLEAR

重点化枠要件チェックシート

【乳用牛】

都道府県名

協議会名

取組 **要件を満たしていません**

現状水準 **要件を満たしていません**

目標水準 **#DIV/0!**

黄色いセル、青いセルには数式が入力してあるため、シートの保護をかけています。シートの保護は解除せず、太枠ピンクのセルに入力してください。

1. 該当する取組

※該当する取組を選択の上、一体的に行う取組がクラスター計画に記載されているかを確認すること。

取組項目	該当の有無	一体的に行う取組	【取組項目に該当する場合】 計画への記載を確認
(1)乳用後継牛の確保・育成の推進	-	(1)性別判別精液(受精卵)を活用した乳用後継牛を計画的に増産する取組	-
		(2)地域で計画的に育成体制を構築するための以下のア又はイの取組 ア 個々の農家における自家育成頭数の拡大 イ 哺育・育成センターを活用した育成頭数の拡大	-
		(3) 飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 飼養管理技術の改善による受胎率の向上や供用期間の延長 イ 哺育・育成技術の改善による事故率の低減 ウ その他乳用後継牛の増頭に資する実証	-
(2)分業体制の構築・省力化の推進	-	(1)飼料生産業務、哺育・育成業務の両方若しくはいずれかを外部化、分業化する取組	-
		(2)上記(1)に取り組む酪農家における搾乳作業の強化及び生産量の拡大を図るための、以下のア又はイの取組 ア 搾乳ロボットの導入等、効率的な搾乳体系の構築 イ 飼養頭数の拡大又は飼養管理の改善による乳量の増加	-
		(3) 飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 飼料の品質、収量の向上 イ 哺育育成技術の改善による事故率の低減 ウ 効率的な搾乳体系の構築による乳量向上	-
(3)ICTの活用推進	-	(1)発情発見装置、分娩監視装置、哺乳ロボット等の省力化機械の普及・定着・活用のための取組	-
		(2)上記(1)に取り組む肉用牛経営における繁殖雌牛の増頭又は子牛生産頭数の拡大に資する取組	-
		(3)省力化機械の有効活用のための実証・調査	-
(4)繁殖・肥育一貫体制の構築	-	(1)繁殖雌牛を増頭し、一貫生産体制を構築する取組	-
		(2)一貫生産による肥育開始月齢の早期化及び肥育牛出荷月齢の早期化に資する取組	-
		(3) 飼養管理等の適正化のための以下のアからウまでのいずれかについての実証・調査 ア 肥育開始月齢の早期化 イ 肥育牛出荷月齢の早期化 ウ その他繁殖雌牛の増頭に資する実証	-

2. 現状水準

該当項目数(4つ以上)

0

(1) 供用期間の延長	飼養する乳用牛の供用期間が、各都道府県等地域の平均値以上である。	
(2) 育成牛の確保	育成牛飼養頭数の割合が各都道府県等地域の平均以上である。 ※育成牛飼養頭数の割合＝乳用種雌子牛の出生頭数／経産牛の飼養頭数	
(3) 牛群検定への加入	牛群検定加入割合が、各都道府県等地域の平均以上である。	
(4) 飼養管理技術の改善	代謝プロファイルテストや牛群検定成績、バルククーラーの乳質変化等の評価値を用いて取組に参画する構成員に対する改善指導を行っている実績を有する。	
(5) 性別別精液(受精卵)の活用	性別別精液(受精卵)の活用実績を有する。	
(6) 飼料生産の外部化	飼料生産を専門的に行う外部支援組織(TMRセンター、コントラクター等)を利用している。	
(7) 哺育・育成の外部化	地域内外の哺育・育成を専門的に行う外部支援組織(キャトルステーション、育成牧場等)を利用している。	
(8) 搾乳ロボット等の省力化機械の普及・定着	搾乳ロボット等の省力化機械を導入している。	
(9) 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理	地域として衛生管理や暑熱対策等の飼養管理に取り組んでいる。	
(10) 耕畜連携	地域の耕種農家と連携し、耕種農家による飼料の生産・供給、畜産農家による堆肥の供給等の耕畜連携に取り組んでいる。	
(11) 継続的な研修生の受け入れ	直近5年以内に、研修生を2回以上受け入れた実績を有する。	

3. 目標水準

※(1)+(2)~(4)のいずれかを満たすこと。

項目	内容	現況数値 又は 地域の平均値	目標数値	要件となっている 増加率等	
(1) 生乳生産量の増加	生乳生産量が、4ポイント以上増加する。 【必須】			#DIV/0!	#DIV/0!
(2) 供用期間の延長	平均分娩産次又は飼養する経産牛の平均月齢が、各都道府県等地域の平均値を4ポイント以上上回る。			#DIV/0!	-
(3) 育成牛の確保	地域の育成牛飼養頭数の割合が都道府県の育成牛飼養頭数の割合を4ポイント以上上回る。 ※育成牛飼養頭数の割合＝乳用雌子牛の飼養頭数／経産牛の飼養頭数			0.0%	-
(4) 中心的な経営体の収益性向上	施設整備を実施した中心的な経営体の収益性が10%以上向上する。			#DIV/0!	#DIV/0!